

## 障害者の性へのサポートについて考える ——ホワイトハンズの理念とサービスの検討をとおして——

草山太郎

### A Study of Sexual Support for Person with Disabilities: Through a Case Study of WHITE HANDS' Ideas and Services

Taro KUSAYAMA

#### 要約

障害者が性的なことがらにアクセスしようとするとき、場合によってはなんらかのサポートが必要となる。これまで日本では、障害者の性へのサポートは個人の活動としてなされてきた。

2008年、日本にホワイトハンズという団体が設立された。『『性機能の健康管理』を通して、利用者の『性に関する尊厳と自立』を守る』という理念を掲げたホワイトハンズは障害者の一部を対象者としており、その理念を実現すべくさまざまなサービスを提供している。

本稿では、障害者が性的なことがらにアクセスする際に時に必要となるサポートについて考える一環として、ホワイトハンズの理念およびサービスの検討を行った。

その結果、1. ホワイトハンズのいう「性機能の健康管理」という言葉が指し示す中身の不明確さ、2. ホワイトハンズのいう「性機能の健康管理」と「射精」あるいは「膣液の分泌」との結びつきの不明確さ、3. 性的なサポートから「エロスとしての性」の側面を切り離すことの困難さ、が明らかになった。

**キーワード：障害者、性、介助**

## 1. はじめに

障害者が性的なことがらにアクセスしようとするとき、場合によってはなんらかのサポートが必要となる。

2004年、フリーライターである河合香織によって『セックスボランティア』（新潮社）<sup>(1)</sup>というノンフィクションが上梓された。ここには、さまざまなかたちでなされている障害者の性へのサポートが描かれている。たとえば、気管切開の男性をソープランドまで連れて行ったり、自分でマスターベーションができない障害者男性にマスターベーションの介助をボランティアとして行っている男性。あるいは、障害者専門風俗店で働く聴覚障害をもつ女性。また、本書のなかでは障害者を対象とした性的なサービスを提供するオランダのSAR<sup>(2)</sup>という民間非営利団体も紹介されている。しかし、このSARに類する日本の団体は紹介されていない。それは、本書が出版された時点では、日本において障害者の性へのサポートに取り組む団体はなかったからであろう。つまり、障害者の性に関するサポートは、あくまでも個人の活動としてなされてきたのである。

そのような状況の中、2008年、日本にホワイトハンズ（以下、WHと表記）<sup>(3)</sup>という団体が設立された。「性機能の健康管理」を通して、利用者の「性に関する尊厳と自立」を守る<sup>(4)</sup>という理念を掲げたWHは、その対象者として障害者の一部を含めており、その理念を実現すべくさまざまなサービスを提供している。

これまで障害者のセクシュアリティについて関心を抱いてきた私<sup>(5)</sup>は、WHの提供するサービスを知り注目してきた。それは、内容はのちほど見るが、「射精介助」という名称で、これまで公然とはなされてこなかった性に対するサービスを提供しはじめたからである<sup>(6)</sup>。

そこで本稿では、障害者が性的なことがらにアクセスする際に必要となるサポートについて考える一環として、WHの理念と活動について検討する<sup>(7)</sup>。

## 2. WHの理念と活動

本節では、WHの設立趣旨および理念、活動内容、サービス対象者、ケアスタッフの募集について概観するとともに、若干の検討を加える。

### 2.1 設立趣旨および理念について

WHの設立趣旨は、以下のようなものである。

私達ホワイトハンズは、重度の身体障害や病気等の理由で、自分で満足に性機能の健康管理ができない障害者・要介護者・難病患者に対して性機能の健康管理を行う事業を行い、そ

れによって、全ての人が、年齢や性別、国籍や民族、病気や障害の有無に関わり無く、生涯にわたって自己の「性に関する尊厳と自立」を保持できる社会の実現に寄与することを目的とします<sup>(8)</sup>。

ここには、WHが提供するサービスの性格が示されている。それは、「性機能の健康管理」である。また、WHは次のような「性に関するケアの理念と基準」を示している。

●理念：「性機能の健康管理」を通して、利用者の「性に関する尊厳と自立」を守る

●基準：「性のケア」（＝性介助、セックス・ケア）の3原則

1. 「尊厳と自立」保護の原則：性のケアは、「性機能の健康管理」を通して、利用者の「性に関する尊厳と自立」を守るためのケアです。

性のケアの目的は、利用者の性的好奇心を刺激することではありません。そのため、介助者が利用者に対して自らの身体を触らせる行為や、衣服を脱いだ姿態を見せる行為、利用者の性的好奇心を刺激するような写真や映像を使用することも、一切行いません。

2. 社会性の原則：性のケアは、社会性のあるケア＝毎日の暮らしの中で、安心して受けられるケアです。

性に関するサービスや商品の一部には、社会性や倫理性に欠けるものが数多く存在します。性のケアを行う介助者は、利用者に対して適切な啓蒙・広報活動を行うことによって、性に関するケアに対する社会的な偏見・無知を打破していくことが求められます。

3. 最適化の原則：性のケアは、性的な快感の「最大化」を目的とする介助ではなく、「性機能の健康管理」という目的を達成するための、性的な快感の「最適化」を目的とするケアです。

性のケアの趣旨は、利用者の「性機能の健康」及び「性に関する尊厳と自立」の維持にあります。ケアにおいて、性的な快楽を得ることは、「目的」ではなく「結果」になります。そのため、利用者の性的な快感を意図的に最大化するような手段や技法を、ケアの過程で用いることは、一切ありません。

ここでは、次の5点を指摘しておきたい。

まず1点めは、「性機能の健康管理」と「性に関する尊厳と自立」との関連である。この「性機能の健康管理」と「利用者の『性に関する尊厳と自立』』とはどのように結びつくのだろうか。たとえば、毎日ランニングをかかさずに行なうことで健康を維持している人は、それによって「尊厳と自立」が維持できたと感じるのだろうか。一般的には、「健康管理」が「尊厳」「自立」ということにつながっているとは考えられていない。では、何がこの両者をつなげているとWはとらえているのであろうか。WHの代表であるAは、ホワイトハンズ大学（以下、WH大学と表記）

というサイトにおいて、次のように語っている。

男性にとって、射精は「自分が男であることの証明」であり、プライドの根源でもあるんですよ。したがって、「射精できない」ということは、単なる快樂だけの問題ではなく、男性としての自尊心に関わる問題になる、ということです<sup>(9)</sup>。

さらに、WH大学には、次のようなAとWH大学の受講生とのやりとりが記されている<sup>(10)</sup>。

A : また射精時に快感が全く無い、という場合でも、男性としての自尊心を維持するために、定期的な射精を行いたい、という脊髄損傷の方は、大勢いらっしゃる。

受講生：私は女性なので、なかなか分からないのですが、やはり、男性にとって、射精の有無というものは、自尊心の根本に関わってくる問題なのでしょうか。

A : そうですね。そういう意味では、射精には、単なる生理現象としての機能だけではなく、「男性としての尊厳を維持する機能」もあるのだと思います<sup>(11)</sup>。

「射精時に快感が全く無い」が「男性としての自尊心を維持するために、定期的な射精を行いたい」という脊髄損傷者が「大勢い」とAが述べる根拠について確認したいが、ここではそれは置いておく。

ここに書かれているように、WHのいう「性に関する尊厳と自立」は、じつは「射精」という現象と関わっているのである。より具体的に言うと、あとでみるWHのサービスのひとつである「射精介助」により射精が達成された時に「性的な存在」であると実感でき、それにより「尊厳と自立」が維持される、ということになる。つまり、WHにおいては「射精」によって「性機能の健康管理」と「性に関する尊厳と自立」が架橋されているのである。しかし、このような考え方は一般的ではない。WHは、なぜこのように考えるのか説明をする必要があるだろう。

2点めは、WHのサービスと「エロスとしての性」の関わりについてである。WHのサービスが「性機能の健康管理」を目的としている点は既に見たとおりである。一方、性的な事柄と深く結びつくものと一般には考えられている「エロス」という要素は、WHではむしろ、排除ないし周縁へと追いやられているように見受けられる。「性のケアの目的は、利用者の性的好奇心を刺激すること」ではないために「介助者が利用者に対して自らの身体を触らせる行為や、衣服を脱いだ姿態を見せる行為、利用者の性的好奇心を刺激するような写真や映像を使用することも、一切行いません」という言明などから、そのことがうかがえる。

3点めは、性的な快感の「最適化」「最大化」という概念についてである。これはどのような状態を指し示しているのだろうか。WH大学においてAは、「最適化」について『『最大化』と『最小化』の間<sup>(12)</sup>』にあるものとしたあと、次のように続けている。

射精介助においては、性機能の低下予防、性機能の健康管理というケアの目的を達成するために、射精をするために必要最低限の性的快感が得られれば、それでOKなんです。射精に至るまでの性的快感を過度に高める必要は、全くありません<sup>(13)</sup>。

これを読む限りでは、性的な快感の「最適化」というのは射精のための「必要最低限の性的快感」であると理解できる。しかし、「必要最低限の性的快感」というものがあつたとして、その状態がつねにその個人にとって「最適」であるという保証はない。そもそも、射精というのは男性がオルガスムスを迎えたときに生じる現象であるので、その時点が基本的には「最大化」された「性的快感」だ、ともいえる。ともあれ、ここでいわれている「性的快感」の「最大化」と「最適化」の違いが明確ではない。

さて、この点と関連するのが次の4点めである。WHのサービスが「性の健康管理」のためであることを目的としているのであれば、「結果」であろうが「目的」であろうが性的な快感そのものに目配りする必要はないはずである。しかし、「性的な快楽を得ることは、『目的』ではなく『結果』」であるとし、「結果」としての性的な快楽を認めているのみならず、3点めでみたように「性的な快感の『最適化』を目的とする」として「目的」としての性的な快感に言及している。前者はともかく、後者は明らかに矛盾している。「目的」ではないとしている「性的快感」をめぐる、一般には流通していない「最大化」「最適化」という言葉を使って論じているところに、WHの性的な快感に対するこだわりが透けて見えてくる。このようにWHが自らのサービスを「性機能の健康管理」として成立させるために行なおうとしている「エロスとしての性」の側面の切り離しの困難さが、逆説的に浮き彫りにされているのである。

5点めとして、「利用者の性的な快感を意図的に最大化するような手段や技法を、ケアの過程で用いることは、一切」ない、としている部分についても言及しておきたい。この点については、「Q：DVD等の映像作品や、写真集等を観賞しながらケアを受けることは可能ですか？<sup>(14)</sup>」という「よくある質問」を設定し、それに対する回答が次のように示されている。

A：ケア中のDVDや写真集等の利用は、原則としてお断りしております。ホワイトハンズのケアは、ケアスタッフの手による物理的刺激のみによって、性機能の廃用症候群予防及び健康管理を行う「介護行為」です。視覚的刺激による性的興奮の喚起は、ケアの趣旨から外れるので、原則として、利用者の性的興奮を喚起するようなDVDや写真集の使用は、お断りしております。なお、現在までのケア事例の中で、「性的興奮を喚起するようなDVDや写真集を使わないと、勃起がうまくできなかった」という例は、1件もありません。「性的興奮を喚起するようなDVDや写真集を使わないと、勃起ができない」というのは、日常の自慰行為でそれらを常用されている健常者の方の「習慣」であって、日常的に自慰行為そのものができない方にとっては、それらの使用による視覚的刺激は全く不必要であ

り、物理的刺激のみで十分に対処可能なものである、と考えます<sup>(15)</sup>。

「射精介助」とは、「性機能の健康管理」のために「射精」を達成させるものであった<sup>(16)</sup>。WHが編集した『完全「性の介護」バイブル 2010年度版』（以下、『バイブル』と表記）の「第4章 図解・射精介助の流れ」においては、「4-3 射精介助の開始 STEP1」に「勃起の介助」が位置づけられている。もちろん、視覚的な刺激が必要でない利用者もいるだろう。しかし、勃起には「視覚・性的なイメージ・嗅覚・触覚などの性的な刺激が、大脳皮質を経て上位勃起中枢である辺縁系を興奮させて起こる」精神性勃起というのがあるとされている<sup>(17)</sup>。この性科学の知見にのっとり、視覚的な刺激を有効に利用することでより効率的に「射精介助」を受けることができる利用者がある可能性は大いにある。一般的には、それを有効活用して射精を行う男性が多いと思われる。そうであるならば、視覚的な刺激は排除されるものではなく、よりスムーズな射精の実現のために利用されてもいいはずである。しかし、WHは「物理的刺激」のみに限定し、視覚による性的な刺激を排除している。「性機能の健康管理」に徹底し、それを目的とするのであれば、それに有効なものがあれば利用すべきであろう。では、なぜ視覚的な刺激を排除しているのだろうか。ここでWHが視覚的な刺激として想定しているものは、いわゆるエロ本やアダルトビデオの類であろう。そして、一般的にそれらは「エロスとしての性」に直接関わるものとみられている。つまり、WHのサービスから「エロスとしての性」を排除することで「性機能の健康管理」であることを強調させたいという意図があるものと思われる。しかし、このようにサービスの目的の達成に有効だと思われるものを排除しているところに、逆説的ではあるが、WHのサービスから「エロスとしての性」の側面を切り離すことの困難さが表出しているのである。

## 2.2 活動内容について

前項でみたような設立趣旨、理念のもとに活動を展開しているWHであるが、では、その活動内容はどのようなものなのだろうか。

WHはその「事業内容」として、「ケアサービス事業」、「教育&啓蒙事業」、「社会制度の変革事業」の3つをあげている<sup>(18)</sup>。それらの各事業の内容についてみてみたい。

まず、現在、WHが提供しているサービスは、①「射精介助」、②「受精介助」、③「ホワイトハンズ・アートスクール」、④「ホワイトハンズ・プログラム」の4つである<sup>(19)</sup>。さらに、現在、女性の重度障害者への性のケアを検討中だという<sup>(20)</sup>。

では、3つの事業と4つのサービスはどのような関係になっているのであろうか。WHのHPにおいては、掲げている「事業内容」の説明はされているものの、①から④がどこに属するのかについて明確には示されていない。そこで、ここではそれらを整理しておきたい。そのために、まず各サービスを概観しておく。

①は、「脳性まひの二次障害や、難病による筋萎縮・拘縮・身体麻痺が理由で、①物理的に、

射精行為を行うことができない方 ②射精行為を行うのに、時間的・身体的に過度の負担がかかってしまう方 に対して、介護用手袋を着用したケアスタッフの手で、射精を介助するケアサービス<sup>(21)</sup>」である。

②については、「受精（＝妊娠）を目的とした性行為の介助です。妊娠を希望しているが、性行為を行うために第三者の介助が必要な障害者のご夫婦に対して、排卵日前日～当日の性行為の介助(体位保持・変換、挿入の介助など)・開始前・終了後の介助(衣服の着脱、ベッドへの移乗、後片付など)を行うサービス<sup>(22)</sup>」であるという説明がなされている。

この①および②は、その内容から「ケアサービス事業」に含まれると思われる。

③は、「ハンディキャップのある人たちが ①「性」に対する、正しい知識と理解を得ることのできる機会 ②異性の裸に対する免疫（＝異性に対する過剰な幻想の払拭）を得ることのできる機会 ③性的な欲求やストレスを、芸術表現を通して、健全に昇華する機会 を作り、こうした機会を通して、ハンディキャップのある人たちの「性に関する尊厳と自立」を守ることを目的<sup>(23)</sup>」とする活動である。

④は、「性に関する問題解決のプロフェッショナル（専門職）」を育成する、日本で初めての通信講座<sup>(24)</sup>」である。

「教育&啓蒙事業」は「性機能ケアを、「いつでも、どこでも、誰にでも」利用できるケアサービスにするためには、医療や看護、介護や福祉の現場で働く人たちに、性機能ケアに関する正しい情報と知識を伝え<sup>(25)</sup>」るためになされる活動であり、その活動実績として、WHがHP上で展開しているWH大学があげられている。これらのことから、③および④はこの「教育&啓蒙事業」に属するものであると思われる。

さて、このように見てくると、「社会制度の変革」にあたるものがサービスにはない。そこで、あらためてこの事業の説明を見ると、「NPOホワイトハンズの最終目標は、性機能ケアを適切に行うための法制度・社会的な仕組みを完成させ、性機能ケアの存在を、「社会的なインフラ」のポジションにまで、高めることです。そのために必要な政策提言、法律改正活動を、積極的に行っていきます<sup>(26)</sup>」との説明のあとに、「政策提言⇒「性の介助」の社会化を実現するための、関係各省庁への提言<sup>(27)</sup>」が、その活動内容として示されている。

では、「政策提言」の具体的な内容はどのようなものなのであろうか。それは、「射精介助を、食事や排泄介助同様の「介護行為」として認めること」、「射精介助を、風俗営業適正化法の規制対象から除外すること」、そして、「射精介助を、青少年健全育成条例による規制対象から除外すること」という3つの提言で構成されている<sup>(28)</sup>。そして、それらを基盤にしつつ、「各省・自治体に対する具体的な提案」として、厚生労働省に向けては「重度身体障害者に対する射精介助を、条件付で「介護行為」と認める通達を出す」こと、警察庁・公安委員会に対しては、「厚生労働省の通達を受けて、介護目的で行われる射精介助を、風営適正化法の規制対象からはずす」こと、そして、地方自治体には、重度身体障害児に対する射精介助を「わいせつ行為」ではない「介護

行為」として認め、青少年健全育成条例の規制対象からはずす」ことを提案している<sup>(29)</sup>。

さて、ここでは3つめの提言について検討を加えておきたい。この提言はさらに次のように説明されている。

地方自治体は、介護経験者及び有資格者による18歳未満の重度身体障害児に対する射精介助を、「未成年者に対するわいせつ行為」ではなく、毎日の暮らしの中で当たり前に行われるべき「介護行為」として認め、青少年健全育成条例による規制対象から除外すること<sup>(30)</sup>。

「射精介助」は「性機能の健康管理」であり、それは食事介助や排泄介助と同列に並べられるべき行為であるというWHの論理からすると、射精介助を青少年健全育成条例の規制から外すべきであるということになる。しかし、この提言は、果たして社会的な承認をえられるのであろうか。現在、マスターベーションは以前のように禁忌されることとはとらえられていない。しかし、正式に未成年者に「マスターベーション権」なるものが認められているわけではない。このような状況を考えると、この提言が社会的な承認どころか反発を受けることは想像に難くないだろう。

### 2.3 サービス対象者について

前項で活動内容を概観した際に、WHが提供しているサービスの概要にふれた。では、WHが提供しているサービスの対象者はどのように設定されているのであろうか。ここでは、射精介助と受精介助の2つについてみておくことにする。それは、以降で検討する実際のサービスが、この2つであるためである。

まず、前者はつぎのように説明されている。

1. 身体障害や病気が原因で、自分の力で物理的に射精行為ができない、もしくは日常生活に支障をきたすほどの長時間がかかってしまう方。2. 射精行為によって、健康を害する恐れのない方。3. (家族と同居、施設入居の場合)ご家族もしくは入居施設の管理者から、ケア利用の同意を得られる方。具体的には、以下のいずれかに当てはまる方になります。(中略) 下記に当てはまる方は、サービスを受けることができません。(以下、一部略)・一般の健常者の方(=自力で、問題なく射精行為が行える方)・18歳未満の方・脊髄損傷(頸椎損傷)の方・射精の際に、激しい不随意運動(=痙攣)、もしくは失神発作が起こる方<sup>(31)</sup>。

この規定は、じつは正確ではない。たとえば、2.の「射精行為によって、健康を害する恐れのない方」という規定はそれ自体で成立するものではない。それは、1.のような状況にある人ということ全体集合とした場合の補集合として存在している。つまり、1.のような状況にある人で、かつ、「射精行為によって、健康を害する恐れのある人は除く」ということである。また、3.

についても同様で、1. のような状況にある人で、かつ、「(家族と同居、施設入居の場合) ご家族もしくは入居施設の管理者から、ケア利用の同意を得られ」ない人を除く、ということである。このように、この規定の2. および3. については1. の除外項目になっている。つまり、ここでは、並列してならべることのできない規定が併記されているということになる。

もうひとつ指摘しておきたい。それは、「受精介助」における脊髓損傷者の取り扱いである。

いま見た規定では、脊髓損傷者はWHのサービスを受けることができないとされている。しかし、『バイブル』の「第3章 射精介助の対象となる障害・病気」には「3-6 脊髓損傷者・頸椎損傷者」という項目があり、以下のような記述がある。

#### ● 脊髓損傷者の勃起&射精可能率

個人差もあるので一概には言えませんが、脊髓損傷者の60~80%は、勃起可能であるとされています。ただし、これは、あくまで「一時的な勃起が可能」ということだけであって、勃起の持続時間や勃起した際の硬度などを考慮に入れると、多くが不十分なものにすぎないという見方もあります。さらに、脊髓損傷者の射精可能率は、10%~15%です。(中略) それでも、射精介助の効果は単なる性機能の健康管理だけではなく、精神的な安定効果もあるので、「射精ができないから」「射精介助ができても性的な快楽が得られないから」といった理由で、脊髓損傷者・頸椎損傷者を介助の対象から除外することは避けるべきでしょう<sup>(32)</sup>。

しかし、また一方で、WH大学には次のような記述もある。脊髓損傷者の勃起や射精の割合を示したあとのAと受講生のやりとりである。

受講生：ホワイトハンズのような射精介助サービスは脊髓損傷者の方にはあまり効果がない、ということなのでしょうか？

A：正直に言えば、そうなります。ホワイトハンズの性機能ケアサービスの対象は、「物理的に」射精が困難で、かつ「医学的に」射精が問題なく行える方です。脳性まひの場合、四肢の麻痺や拘縮があっても、勃起や射精に関する神経自体は全く問題が無いので、「医学的に」射精は問題なく行えます。脊髓損傷の場合（特に胸髄損傷の場合）、勃起や射精に関する神経そのものが壊れてしまっているケースが多いので、「医学的に」勃起や射精が困難な場合が多いです。ホワイトハンズはあくまで「介護」なので、「医学的に」勃起や射精が困難な人に対しては、基本的にサービスが提供できない、仮に提供したとしても、効果はほとんど無いんですよ<sup>(33)</sup>。

この部分は、脊髓損傷者はサービスの対象者ではないというように理解できる記述になっている。脊髓損傷者をサービスの対象としないとする規定と「除外すべきではない」という記述。この

ように、WHのサービスにおける脊髄損傷者の取り扱いについては矛盾がみとめられる。つぎに、受精介助の対象者は次のようになっている。

1. 夫・妻共に障害があるため、性行為が困難なご夫婦
2. 夫側もしくは妻側に障害があるため、性行為が困難なご夫婦
  - \* 利用対象となる女性の年齢は、原則として、「20歳以上～40歳以下」になります。
  - \* 未成年、もしくは未婚のカップルに対する介助は、原則として行いません<sup>(34)</sup>。

ここであげられている「ご夫婦」は法律婚の関係にあるカップルと読める。では、なぜ「受精介助」の対象を法律婚カップルに限定するのであろうか。私はAへのインタビューで、事実婚の場合は受精介助を受けることができるのかという旨の質問を行ったところ「ケース・バイ・ケース」になるだろうとのことであった<sup>(35)</sup>。ここにも法律婚へのこだわりがみられる。しかし、カップルにはさまざまな事情があり多様なかたちがあることは周知のとおりである。そして、どのようなかたちのカップルが子どもを望んでも、そこにちがいはないはずである。WHが「受精介助」の対象者として法律婚カップルにこだわることに對して、疑問を呈しておきたい。

### 2.3 ケアスタッフについて

「組織は人なり」とよく言われるが、WHも「ケアスタッフの採用」＝「最も重要な仕事」と考えて<sup>(36)</sup>いる。そこで、つぎに、サービスを実際に提供するケアスタッフの採用に際しての「条件」や「基準」をみてみたい。

WHは、つぎの5点を満たすことをケアスタッフの「条件」としている。

- ①性機能ケアの理念に、「冷静かつ客観的」な視点を持って、賛同していただける方
- ②一般常識とコミュニケーション能力があり、心身ともに健康な方
- ③メールの使用、及びインターネットの閲覧ができる方
- ④コミュニケーションの「24時間ルール」が守れる方<sup>(37)</sup>
- ⑤年齢的に「性に対する免疫」のある方<sup>(38)</sup>

まず、②でいわれている「心身ともに健康」というのは、どのような意味なのであろうか。場合によっては、この表現は問題となることを指摘しておきたい。

また、⑤の「年齢的に「性に対する免疫」のある方」という「条件」については、つぎにみる採用の「基準」とも関連してくるので、あとで検討する。

さらに、以下のような採用の「基準」を設定している。

①「全ての人が、年齢や障害、病気の有無に関係なく、生涯にわたって『自己の性に関する尊厳と自立』を守ることのできる社会を実現する」という、ホワイトハンズの理念に賛同できる、女性の方。

②介護福祉職・看護職の方

③医療・福祉専攻の大学生・院生の方

④介護・福祉系、医療・介護系の専門学校生の方

■年齢は、25歳以上～65歳程度です。

\*年齢的な理由から、25歳未満の方は基本的に採用しておりませんが、明確な志望動機と熱意がある場合のみ、面接対象として考慮いたします。

■募集人員は「女性のみ」です。男性ケアスタッフの募集は行っておりません。

■資格・経験 訪問介護員（ヘルパー1級・2級）、介護福祉士、社会福祉士、ケアマネージャー等の介護関連資格、看護師・准看護師資格をお持ちの方を歓迎いたします。また、家族介護（障害者・要介護者問わず）の経験のある方も歓迎します。

原則として、ホワイトハンズではサービス中に介護行為は行わないのですが、簡単な衣服の脱着、専用リフトによるベットへの移乗、自力で寝返りできない方への体位交換（側臥位～仰臥位）、自力で腰の上げ下げができない方へのズボンの上げ下ろしなど、部分的にある程度の介護経験・知識が必要になってくる場合があります。

またホワイトハンズのケアサービスは、事実上、「訪問介護による陰部清拭&オムツ交換」と、ほぼ同じ内容ですので、訪問介護の経験のある方でしたら、すぐに仕事になじめると思います。 デイサービス、訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、有料老人ホーム、特養、療養施設での勤務経験のある方、お待ちしております。

ブランクのある方も、お気軽にご応募ください！

なお、整体やマッサージ店等で、回春マッサージや射精介助を行った経験のある方も歓迎しております。

ただし、介護資格・経験をお持ちでない場合は、派遣先が軽度の障害者・要介護者の方に限定されますので、予めご了承ください<sup>(39)</sup>。

まず、1点めとして、前の「条件」の⑤にあった「年齢的に「性に対する免疫」のある方」ということについて検討しておきたい。この「年齢的」とは、いま見た採用の「基準」にある「25歳以上～65歳程度」だと思われる。しかし、そもそも「性に対する免疫」という言葉がなにを指し示しているか不明なのだが、もしそれが一般的な「慣れ」のようなものであるとすれば、それには年齢よりも生活環境や社会経験がより影響が大きいように思われる。また「条件」では、「年齢的に「性に対する免疫」がないから25歳未満は採用しないと線引きを行ないながらも、「基準」では「明確な志望動機と熱意」があれば25歳未満でも採用する可能性があるとしている。つまり、

ここにはダブル・スタンダードが生じている。この「条件」および「基準」の一貫性を保つためには、「条件」として設定されていない「明確な志望動機と熱意」をもってくるのではなく、「25歳未満であっても「性に対する免疫」のある方は面接対象として考慮する」とすべきであろう。

2点めは、ケアスタッフの募集を「女性」に限定している点についてである。なお、明記されていないが、この募集が「射精介助」のケアスタッフであることを前提に話を進める。WHの射精介助は「性機能の健康管理」という性格を持つものであるので、それを提供するのが男性であっても女性であっても関係ないはずである<sup>(40)</sup>。また、射精介助のケアスタッフについては、利用者が「性別を選択することは可能」だが、「年齢及び容姿の指定をすることはでき」ないとされている。後者はさておき、前者のような一文がある以上、当然男性のケアスタッフを準備しておかなければならない。これらのことから、ケアスタッフの募集を「女性」に限定していることには問題があると言えるだろう。

3点目は、「介護資格・経験をお持ちでない場合は、派遣先が軽度の障害者・要介護者の方に限定され」としている部分に関してである。ここでいう「軽度」という言葉はなにを指し示しているのだろうか。「性機能」に関わるなんらかの困難なり障害をめぐる「軽度／重度」なのか。それとも、そうではない部分、たとえばインペアメント<sup>(41)</sup>をめぐる「軽度／重度」なのだろうか。この文面からだけではこのことが判然としない。さらに、それが「性機能」であれインペアメントであれ同じことであるが、なぜ「資格・経験」をもっていない人は「軽度」に限定されるのだろうか。ここには、「軽度」の人に対する介助が「重度」の人へのそれと比べて容易であるということが前提とされているのではないだろうか。この部分は、障害に対する認識ということから言えば、看過することのできない重要な部分である。その意味で、WHは、この「軽度」という言葉にどのような意味を持たせているのかということをも明らかにする必要がある。

4点目は、ここで言われている「経験」についてである。さまざまな種別の福祉施設等での経験とともに、「整体やマッサージ店等で、回春マッサージや射精介助を行った経験のある方も歓迎」する旨の表記がある。前者については理解できる。しかし、後者はどうであろうか。もちろん、これらの経験者の参入を拒否する理由はない。しかし、WHが前者と同様に後者を「歓迎」していることには違和感をおぼえる。後者はあくまでも性的快感を目的とした行為、つまり、「エロスとしての性」に関わる営みであり、それに携わった経験は、「性機能の健康管理」というWHがめざすサービスの提供に活かすものとは言いがたいのではないか。ここには矛盾が見てとれる。

### 3. 射精介助・受精介助・膣液の分泌介助

つぎに、実際のサービスである「射精介助」と「受精介助」、さらに、現在検討中の「女性重度身体障害者」への性的サービスについてみてみたい。ただ、概要については前節で既にみたの

で、ここでは射精介助については具体的な手順について、受精介助については、利用を申し込む際の「注意事項」<sup>(42)</sup>についてみることにする。

### 3.1 射精介助の手順

まず、射精介助の手順は次のとおりである<sup>(43)</sup>。射精介助に必要なものは、介護用手袋、タオル2枚、洗面器、お湯、ローション、コンドーム、ティッシュ、バスタオルである。なお、これ以外にも、ケアスタッフが準備するものとしては、「手指消毒スプレー」や「利用者のカルテ」などがある。後者は、「利用者の障害の内容・程度、ケアの際の注意点等をまとめた書類」であり、ケアスタッフが利用者を訪問する前に事務局から渡される。そして、初回の訪問時にはカルテの内容を確認することになっている。また、利用者がカルテに「自分で自慰行為ができるにも関わらず、ケアを受けるために、障害の程度を意図的に重く報告していた、など」の「虚偽の報告」をしていた場合は、「利用規約違反該当行為になりますので、その場でケアを提供できない旨をお知らせし、すみやかに退室してください」と、ケアスタッフの業務マニュアルに示されている。

つぎに、サービスの実施に入る。まず、ケアスタッフは介護用手袋を装着する。つぎに、「お湯で絞ったタオルで陰部清拭を行い、陰部を清潔にし、「ローションを用いて陰部周辺のマッサージを行う。そして、「陰部周辺の血行が良くなって、勃起が確認され次第、コンドームを装着して、射精の介助に移る。なお、一連のサービスにあたっては、利用者の「羞恥心を減らすため、そして腹部が冷えるのを防止するために、射精介助は陰部をバスタオルで覆った状態で行うことになっている。

以上が、射精介助の流れである。

### 3.2 受精介助の利用

つぎに、受精介助の利用を申し込む際の「注意事項」は次のようになっている。

3. 妊娠の可能性を高めるために、受精介助の利用前に、夫婦で医師の診断を受けて、双方が妊娠の障害になる疾病（排卵障害、精子欠乏症等）を有していないかどうかを、必ず確認してください。事前に医師の診断を受けていないご夫婦には、受精介助を行うことができませんので、予めご了承ください。
4. 受精介助の利用を予定している月は、女性の基礎体温チェック、市販の検査薬、医師の診断等を利用して、必ず、事前に排卵予定日を特定してください。
5. 排卵日の特定と、それに合わせたスタッフの日程調整を確実にを行うため、利用のお申し込みは「利用希望日の、1か月前」までに、お願いいたします。
6. スタッフの性別は、選択可能です。
7. 性行為によって健康を損なう可能性のある身体障害や病気（心疾患等）を有している場

合、サービスの利用前に、必ず主治医の許可・指導を得てください。利用者が、性行為の実施によって健康を損なう可能性のある身体障害、病気等を有しているにも関わらず、入会・利用に際してそのことを明示せず、その結果としてサービス提供後に体調が悪化した場合、当NPOは一切の責任を負いませんので、ご了承ください。

(後略)<sup>(44)</sup>

ここでは次の点を指摘しておきたい。それは、「受精介助」という言葉である。これは語義矛盾ではないか。生殖医療における体外受精のような方法をとるのでない限り、受精そのものを通常言われるような行為として「介助」することは不可能なはずであるためだ。

### 3.3 「女性重度身体障害者」への性的サービス

WHが実際に性的なサポートとして提供しているサービスは、射精介助と受精介助の2つである。前者は男性へのサービス、後者はカップルであった。では、女性へのサービスはどうなっているのだろうか。

じつは現在、WHは「脳性まひの女性重度身体障害者、要介護者・神経性難病患者に対するサービスの開始を検討<sup>(45)</sup>」しており、HP上で「脳性まひの女性無料モニター募集<sup>(46)</sup>」を募集している。まだサービスの名称はつけられていないが、これは射精介助に対応する女性へのサービスであると思われるので見ておきたい<sup>(47)</sup>。

モニターとして募集の対象とされているのは「無料で60分間ケアを受け、感想や意見を述べてくださる女性重度身体障害者（脳性まひ、ALS、SCD、脳梗塞等による四肢麻痺）」である。以下はWHのHPに掲載されている「脳性まひの女性無料モニター募集のお知らせ」である。

現在、NPOホワイトハンズでは、脳性まひの女性重度身体障害者、要介護者・神経性難病患者に対するサービスの開始を検討しております。

(中略)

ケア内容の打ち合わせに関しては、ホワイトハンズの女性スタッフが親身になって担当いたしますので、恥ずかしがらずに、お気軽にお問い合わせください！

女性に対するサービスの場合でも、「性に関する尊厳と自立を守る」というホワイトハンズの理念、及び「性機能の健康管理」「性機能の低下予防」といった目標自体は、全く変わりません。現時点では、以下のような内容を考えております。

\*\*\*\*\*

●介護用手袋を着用したスタッフの手、もしくは専用介助器具を用いた上での膣液の分泌介助+膣内洗浄。具体的には、ローションを使用したハンドサービスにより、膣内及び陰部周辺に刺激を与え「性機能の低下予防」という目的を満たす程度の分量（分量の目安は検

討中)の膣液を分泌させる。その後、使い捨てビデによる膣内洗浄と、清拭による陰部全体の洗浄を行い、サービス終了。

- 男性同様、利用者の陰部以外の部位（胸など）への接触は、一切行わない。
- 男性同様、利用者がスタッフに対して身体接触を行うことは、禁止事項とする。
- 過度の膣内洗浄は、膣内の菌のバランスを崩し雑菌等が入りやすい状況を招くので、利用制限（月2～3回、多くても隔週1回まで）を設ける。

\*\*\*\*\*

サービスの目的は、男性同様、利用者に対して単純に性的な快楽を与えることではなく、定期的に適切な分量の膣液の分泌を促すことによる「性機能の低下予防」、それに伴う「性に関する尊厳と自立の維持」にあります。

また性的な絶頂感の獲得は、「結果」であって「目的」ではありません。

したがって、オーガズムの有無＝「性的な絶頂感を得られたかどうか」ではなく、分泌の過多＝「適量の膣液が分泌されたかどうか」で、ケアの成否を判断します。

すなわち、性風俗的なオーガズムの追求は、これを一切目的としません。（ケアの最中に、結果としてオーガズムを迎える分には全く問題ないですが、最初からそれだけを露骨に狙ってケアを行うことはしない、という意味です）

スタッフの性別は、男性に対するケアと同様、利用者を選択してもらう形になります。

\*注：利用規約や禁止事項等は、全て男性に対するサービスと同様になります。

(後略)<sup>(48)</sup>

以上のような説明から、まだ正式な名称はつけられていないが、このサービスが男性への射精介助に対応したものであることがわかる。そして、このサービスに関しても、前に射精介助において指摘したことがほぼそのまま当てはまる。

たとえば、「定期的に適切な分量の膣液の分泌を促す」と「性機能の低下予防」の関連について医学的にはどうなのか、そもそもこのサービスが「性に関する尊厳と自立の維持」にどうつながるのか、という点についてWHは説明する必要があるだろう。

#### 4. 「性機能の健康管理」という隘路

前節まで、WHの理念やサービス内容について概観し、必要に応じて検討を加えてきた。本節ではこれまで見てきたことを総括するために、4点について考えてみたい。

まず、1点めは、「性機能の健康管理」という言葉でなにを指し示そうとしているかの不明瞭さである。たとえば、現在WHは「性機能の廃用症候群予防」ということを強調しているが、WHのブログである「NPOホワイトハンズ開発日誌 Splash or Die!」には、「ホームページの文言で、

『性機能の低下予防』としていたところを、『性機能の廃用症候群予防』と書き換えました。こちらの方が、イメージ的に伝わりやすいかと。」との記述がある<sup>(49)</sup>。これを素直に受けとるとすると、WHのいう「性機能の廃用症候群予防」とは「性機能の低下予防」と同義であり、イメージの喚起力というレトリック上の要請から置き換えられた言葉にすぎないことになる。となると、「性機能の廃用症候群予防」という概念自体がいわばWHが独自に創作しただけの根拠に乏しいものである疑いが出てくる。事実、私が調べたところ、「廃用症候群」について書かれた文献の中には「性機能」に関する言及は認められなかった<sup>(50)</sup>。

また、性機能障害<sup>(51)</sup>や性科学関連<sup>(52)</sup>などの文献・資料、さらには一般向けの医学書<sup>(53)</sup>などにあたってみても、「性機能の廃用症候群予防」という用語やそれに類する言葉、その説明は出てこない。それどころか、「性機能の健康管理」なる概念すら見あたらない。

もし、WHがいうような「性機能の健康管理」が必要不可欠なものであるとするならば、それは障害者だけでなく健常者にも妥当するはずだ。性機能を日常的に使用しないのは、なにも障害者ひとりに限ったことではないはずである。活動の理念やサービスの目的として「性機能の健康管理」を掲げるのであれば、その内実を明らかにするとともに、医学的な根拠を提示する義務がWHにはあるのではないか。

2点めは、「性機能の健康管理」と「射精」「膣液の分泌」との関連についての説明責任の問題である。WHは、「射精」および「膣液の分泌」が「性機能の健康管理」のために必要であるとしてサービスを提供し、または今後の取り組みとして検討している。ところが、これまでWHのHP上や『バイブル』において両者のあいだにどのような相関あるいは因果関係があるかについての説明は一切行なわれていない。仮に百歩ゆずってWHでいわれるところの「性機能の健康管理」という概念を受け入れたとしても、なんの論拠も示すことなく、そこから一足飛びに「射精」や「膣液の分泌」の必要性を説くのはあまりに乱暴にすぎる。両者になにかの関係があるのなら、まずはしっかりとした手続きを踏み根拠を示した上で、そのことを主張するのが筋というものだろう。

3点めは、性的なサポートから「エロスとしての性」の側面を切り離すことの困難さについてである。週刊ポストの記事「セックスボランティア 障害者と性－「人間らしさ」の苦悩」<sup>(54)</sup>によると、Aは「なぜ性の介助が一般化しないのだろうか<sup>(55)</sup>」と考えた結果、次の「ふたつの理由に行き当たった」という。

ひとつめには、単なるエロや娯楽としてのではなく、性機能の低下予防という社会的な理念を掲げることで性的介助も市民権を得られるのではないか。ふたつめに、風俗は身体を売っていることがどうしても人格を売っているように思われてしまい、社会の理解が得られないことが多い。であれば、抗菌手袋をした射精介助に絞って娯楽の要素を徹底的にそぎ落とせば、看護や介護と同じように技術を売るといって納得してもらえないのではな

うか<sup>(56)</sup>。

つまり、WHのサービスに対する社会的な承認を得るために「エロや娯楽」という側面を切り離す、ということである。前に見たように、射精介助にしても検討中の女性へのサービスにしても、性的な快感を否定はしないがそれを目的にするものではない、というのがWHのサービスであった。つまり、WHのサービスは性的なことがらを取り扱うが「エロスとしての性」の側面を切り離すことによって成立しているということになる。しかし、河合香織も疑問を呈しているが<sup>(57)</sup>、これは果たして可能なのだろうか。既にみたようにケアスタッフの募集や視覚的な刺激の排除ということ等は、この困難さを物語っていた。

また、「NPOホワイトハンズ開発日誌 Splash or Die !」に「大阪勉強会報告②「エロ」の扱いに関して<sup>(58)</sup>」という一文がある。これは、2010年7月18日に大阪で開催された「ホワイトハンズ大学」というイベントにおいて、「最も多い質問は、(中略)「エロ」(＝サービス内に、エロ的な要素も追加するべき)に関するもの」であったとし、その回答として書かれたものである。その冒頭でAはつぎのように述べている。

まず、ホワイトハンズにとって、エロの問題は「外在的」な問題であり、「内在的」な問題ではないと考えます。すなわち、ホワイトハンズは「介護(介助)」という立場で活動しているので、エロの問題とは、そもそも全く無関係です<sup>(59)</sup>。

このように、WHは「エロスとしての性」とは関係していないとAは記している。このAの認識はどうであろうか。たとえば、「性的快感」はこの「エロスとしての性」に関することからのひとつであろう。そして、WHはそれをサービスの「目的」ではなく「結果」としてしている。もし、「エロスとしての性」とWHの活動が無関係であるならば「性的快感」に言及する必要はないはずである。しかし、どのようなかたちであれ、WHが性的な快感に言及しているところに、性的なサポートから「エロスとしての性」を切り離すことができないことが表現されているのではないだろうか。

以上のように考えると、性的サポートの問題を考えるにあたって、そこから「エロスとしての性」を切り離すことが可能なかどうか、あるいはより根本的に、性的なサポートから「エロスとしての性」を切り離す必要があるのかということについて考えることの必要性が、ここには示されている。

4点めは、WHの活動が障害者のセクシュアリティの医療化に結びつく可能性を有しているのではないか、という点である。医療化とは、「非医療的問題が通常は病気になるという観点から医療問題として定義され処理されるようになる過程についての記述」であり、「ある問題を医療的な観点から定義すること、ある問題を医学用語で記述すること、ある問題

を理解するに際して医療的な枠組みを採用すること、ある問題を扱うに際して医療的介入を使用することを意味し、「ある問題を理解する、あるいはこれに対処しようとして医療的枠組みや医療的定義が適用された場合、医療化が生起する」とされている<sup>(60)</sup>。このような観点から言うと、一般的にはマスターベーションの介助としてとらえられる行為を「射精」という瞬間に集約させ、その用語を用いて「射精介助」と命名し、その行為の目的を「性機能の健康管理」におくWHのサービスは医療化を導く契機となる可能性をはらんでいるといえる<sup>(61)</sup>。WHのいう射精介助という考え方が広がることにより障害者のマスターベーションの意味が「性機能の健康管理」に変換され、矮小化される。そのとき、マスターベーションはマスターベーションではなくなるのである。

## 5. おわりに

本稿では、WHの理念および活動内容について検討を加え、問題点を指摘してきた。そして、WHの言う「性機能の健康管理」という概念がそれらの底流にあることが明らかになった。

最後に、本稿では検討できなかった点について述べておきたい。

たとえば、WHが事業のひとつとして取り組もうとしている性的介助の制度化もそのひとつであるし、WHが2度申請しながらも認められず、現在3度目の申請中であるNPO法人格の取得も、そうである。

とくに、この後者については、障害者の性的なサポートを取り扱っているがゆえに認められないわけではないことは、障害者の性的なことがらを事業として展開しているノアール<sup>(62)</sup>という団体がすでにNPO法人格を取得していることを見ればわかる。このノアールの前例は興味深い。なぜならば、ノアールは障害者の「エロスとしての性」の側面を切り離さずに、むしろ、前面に掲げて活動しているからである。

これらについては、今後の課題としたい。

謝辞：2度にわたるインタビューに快く応えてくださったホワイトハンズの代表であるAさん  
心から感謝します。ありがとうございました。

## 注

- (1) 2006年には、本書で紹介した人たちのその後を記した「文庫版あとがき」を加えて新潮社より文庫化された。
- (2) 正式な名称は、Stichting Alternatieve Relatiebemiddeling である。なお、SARについては、以下の文献を参照のこと。
  - ・「「セックス・ケア」で得られるもの—オランダからの報告」『知的障害者の恋愛を性に光を』障害者の生と性研究会編、かもがわ出版、1996年
  - ・旭洋一郎「障害者のセクシュアリティと障害者福祉—人権としての「性」の実現とオランダSARの

- ブローチ」東洋大学児童相談研究 15, 109-125 頁、1996 年
- ・三島亜紀子「福祉理念に関する一断面 オランダにおける障害者向け性的サービス」『月刊総合ケア』vol.11,no.12, 44-47 頁、2001 年
  - ・河合香織『セックス・ボランティア』講談社、2006 年（「第 6 章 鳴り止まない電話」「第 7 章 満たされぬ思い」）
- (3) 「NPO ホワイトハンズ」という名称になっているが、特定非営利活動法人（NPO 法人）としての法人格は取得していない。（2011 年 2 月 10 日現在）
  - (4) <http://www.whitehands.jp/whitehands-standard.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (5) 拙著「介助と秘めごと—マスターバージョン介助をめぐる介助者の語り」『セクシュアリティの障害学』明石書店、2005 年、209-229 頁
  - (6) WH の射精介助は法的には風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律のもとに提供されている。（<http://www.whitehands.jp/policy.html>：2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (7) なお、ウェブからの引用の場合は読みやすさを考慮して、適宜、改行位置等の変更を行っている。また、引用の際に付したウェブの閲覧日は、最新の日付にしている。
  - (8) <http://www.whitehands.jp/company.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (9) <http://www.privatecare.jp/20090417.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (10) なお、サイトにおいては、A の言葉は黒字、受講生のそれは青字で書かれている。引用の際、サイトにはないが A の言葉の前に「A」、受講生の言葉の前には「受講生」と示している。
  - (11) <http://www.privatecare.jp/20090522.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (12) <http://www.privatecare.jp/20090508.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (13) 同前
  - (14) <http://www.whitehands.jp/faq.html#14>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (15) 同前
  - (16) NPO ホワイトハンズ編『完全「性の介護」バイブル 2010 年度版』では、射精介助について、次のような説明が補足的にされている。「なお、便宜上、「射精介助」と表記していますが、厳密には「性機能の廃用症候群予防と、それに伴う精神的安定感及び自尊心の維持」を介助の目的とするため、必ずしも射精自体を目的とはしません」（NPO ホワイトハンズ編 2010：17）  
しかし、この説明は、前に見た A の射精には「男性としての尊厳を維持する機能」があるとする説明とは矛盾している。
  - (17) 現代性科学・性教育事典編纂委員会編『現代性科学・教育事典』小学館、1995 年、480 頁
  - (18) <http://www.whitehands.jp/company.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (19) <http://www.whitehands.jp/menu.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (20) <http://www.whitehands.jp/woman.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (21) <http://www.whitehands.jp/menu1.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (22) <http://www.whitehands.jp/menu3.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (23) <http://www.whitehands.jp/menu4.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (24) <http://www.whitehands.jp/swp.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (25) <http://www.whitehands.jp/company.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (26) 同前
  - (27) 同前
  - (28) <http://www.whitehands.jp/policy.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (29) 同前
  - (30) 同前
  - (31) <http://www.whitehands.jp/virgin0.html>（2011 年 2 月 13 日閲覧）
  - (32) NPO ホワイトハンズ編『完全「性の介護」バイブル 2010 年度版』、38 頁
  - (33) <http://www.privatecare.jp/20090522.html>

- (34) <http://www.whitehands.jp/menu3.html>
- (35) 2010年9月7日のAへのインタビューより。
- (36) <http://www.privatecare.jp/recrute.html>
- (37) 「24時間ルール」とは、メール等の応答は24時間以内にとすること、というルールである（2010年4月17日のAへのインタビュー）。
- (38) <http://www.privatecare.jp/recrute.html>
- (39) 同前
- (40) 男性障害者に対する性的介助について、NPO法人ノアールの熊篠慶彦は、「健常者がオナニーするのは自分の手。つまり同性の手でしょ。異性が性器に触れるのは法的にも『風俗』なんです。障害者だって、オナニーして気持ちよくなりたかったら多少は苦勞するべき。自分でできなければ、同性の介助者がしてあげればいいじゃないですか」と述べている。（[http://promotion.yahoo.co.jp/charger/kakari/vol43/vol43\\_04.php](http://promotion.yahoo.co.jp/charger/kakari/vol43/vol43_04.php) : 2010年2月13日閲覧）  
手が使えない男性のマスターベーション介助は男性がすればよい、という熊篠の主張には一定の説得力がある。ただし、これは異性愛者を前提とした場合であり、セクシュアル・オリエンテーションが同性に向かう等異性愛ではない場合については別途検討する必要がある。
- (41) これは障害学でいうところのインペアメント、つまり、知的、精神的な活動等をも含む広い意味での身体上の機能、および、能力の制約のことである。
- (42) ただし、既に見た1と2は省く。
- (43) <http://www.whitehands.jp/menu1.html>（2011年2月13日閲覧）
- (44) <http://www.whitehands.jp/menu3.html>（2011年2月13日閲覧）
- (45) <http://www.whitehands.jp/woman.html>（2011年2月13日閲覧）
- (46) 同前
- (47) WH大学のHPに詳しい「サービスマニュアル」が掲載されている（<http://www.privatecare.jp/womancare.html>）。しかし、ここではWHのHPに掲載されている「脳性まひの女性無料モニター募集のお知らせ」（<http://www.whitehands.jp/woman.html>）を資料とする。
- (48) <http://www.whitehands.jp/woman.html>（2011年2月13日閲覧）
- (49) <http://whitehands.jugem.jp/?eid=1045699>（2011年2月10日閲覧）
- (50) 林泰史『老いない技術』祥伝社、2008年など
- (51) 白井將文『性機能障害』岩波書店、2001年  
——『男子性機能障害』永井書店、2001年  
三浦一陽、石井延久『性機能障害』南山堂、1998年
- (52) A・デモイヤ、D・デモイヤ著（石坂淳美監修）『性と健康の事典』講談社、1986年  
現代性科学・性教育事典編纂委員会編『現代性科学・性教育事典』小学館、1995年
- (53) 岡島重孝、服部光男監修『ホームメディア新版 家庭医学大事典』小学館、2008年
- (54) 河合香織「セックスボランティア「人間らしさ」の苦悩（前編）」『週刊ポスト』小学館、2010年8月27日号（第42巻第34号）72-79頁  
なお、この特集は、その後3号にわたって掲載された。2010年9月3日号のサブタイトルは「妻に「性的介助」を求められない障害者の夫の告白」、2010年9月10日号は「障害者向け風俗嬢の心と体」、2010年9月17日号は「女性障害者の性的介助の現場」である。ちなみに、初回の8月27日号にはサブタイトルはない。
- (55) 同前、75頁
- (56) 同前、75-76頁
- (57) 性には「愛情表現（ラブ）」、「性的娯楽（エロ）」、「生理現象（生殖機能）」の3つの側面があり、「それらの側面を明確に区別して議論すべき」というAの主張に対して、河合は次のように疑問を呈している。  
「ラブとエロと生殖機能としての性は本当に切り離せるものなのだろうか。それらは白や黒や赤などに

- 明確にわかれているものでもなく、そしてわけられるものでもなく、キャンバスの上に絵の具の色を重ねていくかのように、混ざり合って溶け合い、どうにもならないほど複雑な色合いを見せるものではないだろうか。」(河合 2010：79)
- (58) <http://blog.peachcare.jp/?day=20100722> (2011年2月13日閲覧)
- (59) 同前
- (60) P. コンラッド、J. W. シュナイダー (進藤雄三監訳) 『逸脱と医療化』 ミネルヴァ書房、2003年、1-2頁
- (61) 歴史的にマスターベーションは、宗教的な地平から医療の分野を経て「ほぼ完全」に「脱医療化」がはかられた領域であるとされている (同前、2頁)
- (62) 身体障害者のセクシュアリティに関する支援、啓発、情報発信、イベント・勉強会等を行なっている特定非営利活動法人。理事長は熊篠慶彦。2004年に神奈川県知事により認証された。( [http://www.npo-noir.com/?page\\_id=130](http://www.npo-noir.com/?page_id=130) )

## 文献

- Conrad, Peter; Schneider, Joseph W. 1992 *Deviance and Medicalization: From Badness to Sickness: With a New Afterword by the Authors, Expanded ed.*, Temple University Press (= 2003年、進藤雄三・杉田聡・近藤正英 訳『逸脱と医療化——悪から病いへ』 ミネルヴァ書房)
- 現代性科学・性教育事典編纂委員会編『現代性科学・性教育事典』小学館、1995年
- 林泰史『老いない技術』祥伝社、2008年
- 河合香織『セックスボランティア』新潮社、2004年
- 「セックスボランティア 「人間らしさ」の苦悩 (前編)」『週刊ポスト』2010年8月27日号 (第42巻第34号)、2010年
- 倉本智明編著『セクシュアリティの障害学』明石書店、2005年
- 三浦一陽、石井延久『性機能障害』南山堂、1998年
- 森田洋司監修、森田洋司、進藤雄三編『シリーズ社会問題研究の最前線 I 医療化のポリティクス』学文社、2006年
- 岡島重孝、服部光男監修『ホームメディカ新版 家庭医学大事典』小学館、2008年
- 白井將文『男子性機能障害』永井書店、2001年
- 『性機能障害』岩波書店、2001年
- NPO ホワイトハンズ編『完全「性の介護」バイブル 2010年度版』2010年